

健康の維持は毎年の健診から… 人間ドック・脳ドック等の補助をしています!!

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

互助会 043-223-4119

生活習慣病は、自覚症状が出た頃には、病状が進行していることも…。

そうなる前に検診を受けることをおすすめいたします。

また、検診を受けることは生活習慣を見直す良い機会にもなります。

共済組合及び互助会では人間ドック・脳ドック等の各種検診補助事業を実施していますので、健康管理のため是非活用してください。なお、年齢により受けられる補助事業が異なりますので、ご確認ください。

短期人間ドック 共済組合・互助会

短期人間ドック指定医療機関（73病院）で人間ドックを受診した場合に補助を行っています。

指定医療機関における短期人間ドックと関東中央病院で実施する人間ドックについては、補助額等が異なっており、また、併用することはできませんのでご注意ください。

補助額

区 分		互助会加入	互助会未加入	対象コース
本 人	下記以外(30歳以上)	20,000円	5,000円	日帰り/1泊2日/通院2日
	受診する年度中に50歳になる方	上限45,000円※		
	定年又は勤奨による退職見込みの方	検診料全額※	5,000円	全額補助については日帰りのみ
被扶養者(30歳以上)		10,000円	5,000円	日帰り/1泊2日/通院2日

※消費税及びオプションについては補助の対象となりません。

注)利用承認書を使用しない場合及び退職時無料1日人間ドックの請求の場合には領収書原本が必要ですので大切に保管してください。

【互助会 HP】 <http://www.chibagojo.or.jp> (短期人間ドック利用申請書などの書式がダウンロードできます。)

人間ドックオプション補助

短期人間ドック指定医療機関（73病院）及び関東中央病院で、人間ドックのオプションとして、前立腺がん・子宮頸がん・乳がん（マンモ・超音波）検診を受診した場合、補助をしています。

補助額上限は

前立腺がん
2,000円

子宮頸がん・乳がん
3,000円

です。

(消費税は自己負担。検診料が各補助額に満たない場合は、検診料のみ補助。)

注意

子宮頸がん・乳がん（マンモ・超音波）については、下記①～③のいずれか1回限りの補助となりますので、ご注意ください。

～短期人間ドックオプション検査～ (各項目 3,000 円を上限に補助)

短期人間ドックの指定医療機関（73）又は関東中央病院人間ドックを受診する30歳以上の女性組合員がオプション検査を希望する場合、検診料金の一部を補助します。

～指定医療機関による検診～ (各項目 3,000 円補助)

下記、医療機関で受診できます。
 ・ 亀田総合病院附属幕張クリニック
 ・ 津田沼中央総合病院
 ・ 亀田健康管理センター
 実施時期：平成30年7月1日～平成31年3月31日(予定)

～集団検診車検診～ (全額補助)

県内各地の公共施設等で、検診車による集団検診を受診できます。

実施時期
夏期約7日間、冬期約20日間

※短期人間ドック及び各医療機関のオプション料金等の詳細については、平成30年3月23日付『平成30年度短期人間ドック及び脳ドック「成人病予防補助金」事業の実施について(通知)』をご覧ください。

脳ドック

脳には代わりがありません。この機会に是非、受診しましょう。

共済組合が実施する補助と互助会が実施する補助は併せて受けることができます。(但し、互助会の補助は3年度に1回です。)※オプションでの脳ドック受診は補助の対象となりません。

共済組合

共済組合による脳ドック補助の対象年齢が拡大されました！

対象者：4月1日現在、43歳、46歳、49歳、52歳、55歳、58歳の組合員 補助額：10,000円

対象となる組合員には、6月下旬に案内文書及び受診券を所属所を通じて配付済です。くわしくは、案内文書をご確認ください。

※上記年齢以外の方(4/1現在35歳以上の方)は関東中央病院で実施する脳ドックの補助が受けられます。(申込期間は過ぎておりますが受診可能です)詳しくは共済組合千葉支部厚生班までお問い合わせください。

互助会

30歳以上の互助会員が指定医療機関で脳ドックを受診した場合、10,000円の補助の対象となります。受診後、「成人病予防補助金(脳ドック)請求書」に領収書(原本)を添付して請求してください。

※3年度に1回の給付(個人負担10,000円以上(税抜き)の場合のみ補助)

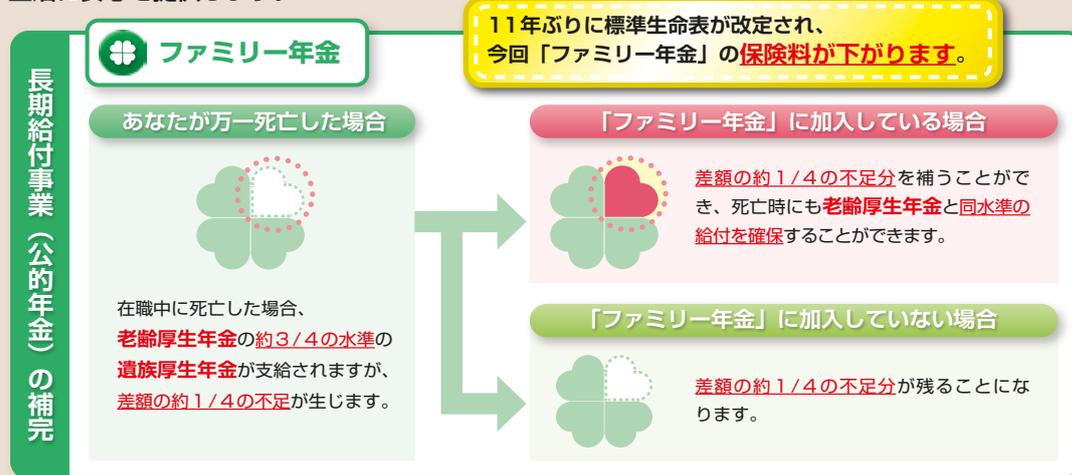
※必ず脳ドック単独の領収書(原本)を添付し請求してください。

(受診できる医療機関は、平成30年3月23日付け通知または互助会HPをご覧ください。)

「福祉保健制度」の加入・更新手続きは今がチャンス！

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付(公的年金)および短期給付(健康保険)を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を確保していただくことにより、皆さんの生活に安心を提供します。



ファミリー年金以外にも、各種制度があります。制度内容の詳細は、パンフレットをご覧ください。

加入及び更新手続きの期限は**7月27日(金)**となっております。

※支部での取りまとめは行っていません。直接、本部宛てご提出ください。

加入者の皆様へ

脱退・変更の申し出がない場合は、自動更新となります。

内容を確認し、契約内容の**変更及び脱退**を希望する場合は、更新手続書に必要事項を記載の上、提出してください。

※更新時以外の任意脱退はできません。

【お問い合わせ窓口】

「福祉保険制度」照会センター
0120-668-443

受付期間：7/31(火)までの月曜日～金曜日(祝日を除く)
受付時間：午前9時～午後5時
※時間帯によって、つながりにくい場合があります。ご了承ください。